

刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成等について

平成20年10月22日総三第000990号高等裁判所長官、
地方裁判所長宛総務局長、刑事局長通達

改正 平成25年11月20日総三第217号
平成29年12月 7日総三第201号
令和 2年 9月 2日総三第127号
令和 3年 3月 29日総一第381号

標記の調書の様式、記録の編成等について下記のとおり定めましたので、平成29年5月31日付け最高裁総三第47号総務局長、情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」によるほか、これによってください。

記

第1 調書の様式及び記載方法

1 調書の様式

口頭弁論及び審尋の期日の調書並びに書証目録は、別紙様式第1から別紙様式第9まで（第1号様式から第7号様式まで）により作成する。ただし、事務の効率的な処理を図るため特に必要な場合には、第1号様式、第2号様式、第6号様式及び第7号様式について、あらかじめ記載された定型的な事項の□に認印し、又はレを付する様式、ワードプロセッサによる作成に便宜な様式等これらと異なる様式によることも差し支えない。

2 各様式の記載方法

各様式の記載方法については、この通達に定めるもののほか、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」記第2及び記第3の5の定めを準用する。

(1) 記載要領一般

- ア 当該期日に行われた手続等について、該当する事項の□にレを付する。
- イ □にレが付されていないものは、その手続等が行われなかつたことを示すもので、印刷された事項を抹消する必要はない。

(2) 第1号様式（審尋調書）

この様式には、審尋の期日において行われた手続（第4号様式から第6号様式までに記載するものを除く。）を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には第1号様式（刑事損害賠償命令事件審尋調書合議用）を、一人の裁判官による場合には第1号様式（刑事損害賠償命令事件審尋調書単独用）を使用する。

ア 回数について

(ア) 審理の併合又は分離が行われた場合には、基本となった事件の回数に連続する回数を付する。

(イ) 当事者双方が不出頭の期日も回数に加える。

イ 「指定期日」について

(ア) 期日の種別が異なる期日を記載した場合には、期日の種別を付記する。

(イ) この箇所に指定された期日を記載した場合には、「審尋の要領」に期日を指定告知した旨を記載する必要はない。

ウ 「審尋の要領」について

(ア) 当事者が口頭により主張をした場合には、記載事項のない□にレを付し、訴

訟行為者及びその主張の内容を記載するほか、「主張関係別紙のとおり」の□にレを付し、別紙に訴訟行為者及びその主張の内容を記載することも差し支えない。

(イ) 証拠関係については、「証拠関係別紙のとおり」の□にレを付し、その内容は第4号様式から第6号様式までに記載する。

(ウ) 偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の陳述又は書証の申出の撤回が審尋の期日において口頭によりされた場合には、この箇所にその内容を記載する。

(エ) 和解が成立した場合には、「記載事項のない□にレを付した上で、「別紙のとおり和解成立」等と記載して、その内容を別紙に記載する。

(オ) 別紙に訴訟行為者及びその主張の内容等を記載した場合には、記載事項の末尾に「以上」と記載する。

(3) 第2号様式(口頭弁論調書)

この様式には、口頭弁論の期日において行われた手続(第4号様式、第5号様式又は第7号様式に記載するものを除く。)を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には第2号様式(刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書合議用)を、一人の裁判官による場合には第2号様式(刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書単独用)を使用する。

この記載方法については、性質に反しない限り、(2)の定めに準ずる。

(4) 第3号様式(書証目録)

この様式は、書証の提出に使用し、裁判長が書証目録の作成を命じた場合及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者保護法」という。)第35条第2項(犯罪被害者保護法第38条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により記録を送付する場合に作成する。この様式による書証目録は、期日又は期日外において提出された書証を整理して一覧するためのものであり、口頭弁論又は審尋の期日の調書(第1号様式及び第2号様式)と一体となるものではない。

ア 「(号証)」について

申立人提出分を「A」号証と、相手方提出分を「B」号証等と記載する。

イ 「(提出分)」について

原則として、各当事者につき各別の用紙を使用するものとし、「申立人」提出分等と記載する。

ウ 「番号」について

原則として、一つの書証について1欄を使用する。

エ 「標目」について

原則として、書証の標題を記載する。

オ 「備考」について

偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の主張があった場合又は書証の申出の撤回があった場合には、「偽造の主張あり」、「撤回」等とその趣旨を簡単に記載するとともに、その内容が記載された調書又は主張書面を特定する。

(5) 第4号様式(書証目録)

この様式は、犯罪被害者保護法第30条第4項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べに使用する。

ア 「(No.)」について

この目録の丁数を記載する。

イ 「期日」について

取り調べた期日の回数を記載し、期日の種別の□にレを付する。

ウ 「標目」について

(ア) 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、「証拠等関係カード（　）の写しのとおり」の□にレを付した上で、（　）に「甲」、「乙」、「弁」等と刑事被告事件の訴訟記録の符号を記載し、「番号」の次に証拠の番号を記載する。

(イ) 刑事被告事件の訴訟記録中の書証以外のものを取り調べた場合には、記載事項のない□にレを付した上で、その標題を記載する。

エ 「備考」について

(ア) 偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の主張があった場合には、「偽造の主張あり」等とその趣旨を簡単に記載するとともに、その内容が記載された調書又は主張書面を特定する。

(イ) 犯罪被害者保護法第35条第1項の規定により裁判所が特定したものがあった場合には、「不送付（　）」の□にレを付し、（　）に特定したものと記載する。

(6) 第5号様式（参考人等目録）

この様式は、書証の提出を除くすべての証拠の申出、採否の裁判等に使用する。

ア 「（申出分）」について

(ア) 原則として、各当事者につき各別の用紙を使用するものとし、「申立人」申出分等と記載する。

(イ) 職権による審尋等については、当事者の申出分と別の用紙を使用し、「申出」を抹消して「職権」分と記載する。

イ 「申出」の「期日等」について

(ア) 口頭弁論文は審尋の期日において証拠の申出がされた場合の記載方法については、(5)のイの定めに準ずる。

(イ) 口頭弁論又は審尋の期日以外において証拠の申出がされた場合には、「・」に申出年月日を記載する。

ウ 「証拠方法の表示等」について

証拠方法を記載し、必要がある場合には、立証趣旨も記載する。

エ 「採否の別」について

証拠採否の裁判があった場合には、採否の別を○で囲む。

オ 「審尋等の施行」について

(ア) 指定された審尋等の期日を記載する。

(イ) 指定された期日に審尋等が実施された場合には、「実施」の□にレを付する。

(ウ) 審尋等の期日が変更され、若しくは延期され、又は審尋等が続行された場合には、その旨を記載した上、指定された期日を順次下部に追記する。

カ 「調書の作成に関する許可等」について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成12年最高裁判所規則第13号。以下「犯罪被害者保護規則」という。）第25条第1項の規定により証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（以下「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略する許可（以下「調書省略許可」という。）があった場合には、「調書省略」の□にレを付し、犯罪被害者保護規則第34条において準用する民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録することによって調書の記載に代える許可（以下「調書記載代用許可」という。）があった場合には、「調書記載に代わる録音テープ等」の□にレを付する。

キ 「備考」について

証拠申出の撤回等があった場合には、この箇所に記載する。

(7) 第6号様式(参考人等調書)

この様式には、参考人及び当事者本人の陳述等を記載する。

なお、調書省略許可又は調書記載代用許可があった場合には、この様式の調書を作成する必要はない。

(8) 第7号様式(証人等調書)

この様式には、証人、鑑定人、当事者本人及び通訳人の陳述等を記載する。

なお、調書省略許可又は調書記載代用許可があった場合には、この様式の調書を作成する必要はない。

第2 記録の編成

事件の記録の編成については、この通達に定めるもののほか、平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」を準用する。

1 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、当該書証に係る証拠等関係カードの写しを第2分類の証拠説明書群につづり込む。

2 取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写しは、次に掲げる場合を除き第2分類の書証群につづることを要しない。

(1) 刑事被告事件の上訴により、刑事被告事件の訴訟記録を上訴裁判所に送付する場合

(2) 犯罪被害者保護法第35条第2項の規定により記録を送付する場合

第3 犯罪被害者保護規則第25条第2項の規定による録音テープ等への記録の手続

1 録音等の手続

(1) 録音等の申出の方法

ア 証人等の陳述又は検証の結果の記録（以下「録音等」という。）の口頭弁論又は審尋の期日外における申出については、できる限り、書面を提出させるものとする。

イ 録音等の申出は、当該事件において取り調べることのあり得る証人等又は検証について一括してさせることができる。

ウ 録音等の申出は、調書省略許可がされる前に、あらかじめさせることができる。

(2) 録音等の装置の操作者

録音等は、当該口頭弁論又は審尋の期日に立ち会った裁判所書記官が行う。

2 録音テープ等の保管等

(1) 作成方法

録音テープ等は、原則として、同一の事件の同一の取調期日ごとにそれぞれ別個に作成する。この場合において、必ずしも取り調べられる者又は検証の目的ごとに別個の録音テープ等を作成する必要はない。

(2) 保管者

録音テープ等の保管は、録音等に係る事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）が行う。

(3) 保管期間

録音テープ等の保管期間は、事件の終了の日から1年とする。ただし、犯罪被害者保護法第35条第2項の規定による記録の送付をしなかったときは、事件の終了の日から2週間とする。

(4) 保管方法

録音テープ等には、適宜の箇所に事件番号並びに証人等を取り調べた日及び証人等の氏名又は検証を実施した旨及び検証を実施した日を記載する。

録音テープ等は、事件の記録とは別にし、複製事務及び消去事務等の便宜を考慮して、適宜の方法で整理した上、他の磁気性のあるものと隔離し、かつ、高温多湿及び直射日光を避けて保管する。

(5) 整理票の備付け等

担当書記官は、録音テープ等の検索の便宜のため、別紙様式第10の書面を参考にした整理票を作成し、これに、事件番号、当事者の氏名又は名称、証人等の氏名又は検証の目的の要旨、証人等を取り調べた年月日又は検証を実施した年月日、録音等に係る事件が終了した年月日、その事由及び録音等の消去年月日を記入する。また、録音等に係る事件について犯罪被害者保護法第35条第2項の規定により記録を送付した場合は、「民事訴訟移行」等と備考欄に記入する。

整理票は、録音等に係る事件の事件番号順に整理して保存する。

録音等が消去された録音テープ等に係る整理票は、録音等の消去の日から1年間保存した後廃棄する。

(6) 録音等に係る事件について犯罪被害者保護法第35条第2項の規定により記録を送付した場合の取扱い

録音テープ等は事件の記録の一部ではないので、犯罪被害者保護法第34条第1項（犯罪被害者保護法第38条第4項において準用する場合を含む。）の地方裁判所又は簡易裁判所には送付しない。

(7) 録音等の消去

保管期間が満了した録音テープ等の録音等は、担当書記官が録音テープ等を破壊する方法等により消去する。

(8) 亡失の報告

ア 担当書記官による報告

担当書記官は、その保管する録音テープ等が亡失したときは、直ちに、主任書記官（刑事の訟廷管理官及び訟廷管理官を含む。以下同じ。）に報告する。

イ 主任書記官による報告

主任書記官は、録音テープ等が亡失したことを認めたときは、直ちに、所属する裁判所の首席書記官を経由して、各裁判所の長に報告する。

3 録音テープ等の複製

(1) 利害関係を有する者による複製の申出

録音テープ等について、利害関係を有する者から複製の申出があるときは、それが裁判上の利用に供するためのものである場合に限り、担当書記官は、犯罪被害者保護法第39条の趣旨に準じて、これを許すものとする。

(2) 複製の申出の方法

当事者又は利害関係を有する者による録音テープ等の複製の申出については、別紙様式第11の書面を参考にした申出書用紙を備え付け、できる限り、申出書として使用させるものとする。

なお、申出の手数料は、不要である。

(3) 複製の方法

裁判所書記官は、序用の複製装置を使用して、申出人が持参した録音テープ等に複製する。

(4) 受領書について

録音テープ等の複製を申出人に交付する際には、その受領書を徴する。

付記

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

付記（平25.11.20総三第217号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）の施行の日（平成25年12月1日）から実施する。

付記（平29.12.7総三第201号）

この通達は、平成30年1月1日から実施する。

付 記（令2.9.2総三第127号）

この通達は、令和2年10月1日から実施する。

付 記（令3.3.29総一第381号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

第1号様式(刑事損害賠償命令事件審尋調書合議用)

裁判長

認印

第一回審尋調書

事件の表示	令和 年(損) 第 号
期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場所	
裁判長裁判官	
裁判官	
裁判官	
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	
指定期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
審尋の要領	
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり	
裁判長 <input type="checkbox"/> 審理終結 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知 <input type="checkbox"/>	
裁判所書記官	

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。

2 該当する事項の□にレを付する。

第1号様式(刑事損害賠償命令事件審尋調書単独用)

裁判官

認印

第一回審尋調書

事件の表示	令和 年 (損) 第 号
期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場所	
裁判官	
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	
指定期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

審尋の要領

 主張関係別紙のとおり 証拠関係別紙のとおり

裁判官

 審理終結 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知

裁判所書記官

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。

2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第3)

第2号様式(刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書合議用)

裁判長

認印

第一回 口頭弁論調書

事件の表示	令和 年 (損) 第 号
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場所及び公開の有無	法廷で公開
裁判長 裁判官	
裁判官	
裁判官	
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	
指定期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
弁論の要領等	
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり	
裁判長 <input type="checkbox"/> 審理終結 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知 <input type="checkbox"/>	
裁判所書記官	

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。

2 該当する事項の□にレを付する。

裁判官

認印

第2号様式(刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書単独用)

第一回 口頭弁論調書

事件の表示	令和 年 (損) 第 号
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場所及び公開の有無	法廷で公開
裁判官	
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	
指定期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

弁論の要領等

 主張関係別紙のとおり 証拠関係別紙のとおり

裁判官

 審理終結 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知

裁判所書記官

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。

2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第5)

事件の表示 令和 年（損）第 号

第3号様式（刑事損害賠償命令事件書証目録）

(号証) 書 証 目 錄 (提出分)

(別紙様式第6)

事件の表示 令和 年(損)第 号

第4号様式(刑事損害賠償命令事件書証目録)

書 証 目 錄 (刑事関係記録分)			
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。) (N o .)			
期 日	標 目	備 考	
第 □審 □弁 回 尋 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 □	□不送付()	
第 □審 □弁 回 尋 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 □	□不送付()	
第 □審 □弁 回 尋 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 □	□不送付()	
第 □審 □弁 回 尋 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 □	□不送付()	
第 □審 □弁 回 尋 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 □	□不送付()	
第 □審 □弁 回 尋 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 □	□不送付()	

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第7)

事件の表示 令和 年(損)第 号

第5号様式(刑事損害賠償命令事件参考人等目録)

参考人等目録(申出分)						
申出		採否の裁判		審尋等の施行		調書の作成に関する許可等
期日等	証拠方法の表示等	期日等	採否の別	指定期日	実施	
年	月	日		時		
第回 口審 口弁 ・	回 尋 論	第回 口審 口弁 ・	採 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載に代わる 録音テープ等
第回 口審 口弁 ・	回 尋 論	第回 口審 口弁 ・	採 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載に代わる 録音テープ等
第回 口審 口弁 ・	回 尋 論	第回 口審 口弁 ・	採 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載に代わる 録音テープ等
第回 口審 口弁 ・	回 尋 論	第回 口審 口弁 ・	採 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載に代わる 録音テープ等
第回 口審 口弁 ・	回 尋 論	第回 口審 口弁 ・	採 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載に代わる 録音テープ等

(注)該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第8)

第6号様式 (刑事損害賠償命令事件参考人等調書)

<input type="checkbox"/> 参考人 <input type="checkbox"/> 申立人本人 <input type="checkbox"/> 相手方本人		調書	裁判所書記官印
(この調書は、第 回審尋調書と一体となるものである。)			
事件の表示	令和 年(損) 第 号		
期 日	令和 年 月 日	午前・午後 時 分	
氏名			
陳述の要領			
<hr/>			

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第9)

第7号様式（刑事損害賠償命令事件証人等調書）

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第10)

録音テープ等に関する整理票

事件番号 令和 年(損) 第 号

当事者の氏名又は名称		録音等に係る事件の終了年月日	録音等に係る事件の終了事由	録音等の消去年月日	備考
申立人					
相手方		・・		・・	

取調べを受けた証人等の氏名又は検証の目的等

取調べを受けた者の呼称等 (該当するものを○で囲む。)	氏名・検証の目的の要旨	取調べ等 年月日
申立人・相手方・証人・参考人		・・
申立人・相手方・証人・参考人		・・
申立人・相手方・証人・参考人		・・

(別紙様式第11)

録音テープ等の複製の申出書

申立人

相手方

上記当事者間の御序令和 年(損)第 号刑事損害賠償命令事件について、令和 年 月 日に実施された□口頭弁論 □審尋の期日において、□下記の者の陳述 □検証の結果 が録音テープ等に記録されました。それの別添□録音テープ □ビデオテープ □その他()に対する複製を申し出ます。

記

申立人

相手方

証人

参考人

令和 年 月 日

申立人

相手方

利害関係人

氏名

地方裁判所裁判所書記官 殿

受領書

上記複製した□録音テープ □ビデオテープ □その他()を受領しました。

令和 年 月 日

申立人

相手方

利害関係人

氏名

地方裁判所裁判所書記官 殿

(注) 該当する事項の□にレを付する。